

第1章 総 則

第1 目的

この基準は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び運用並びに指導基準を明確にし、西入間広域消防組合における審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 用語

- 1 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 「政令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 「省令」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 「条例」とは、西入間広域消防組合火災予防条例（昭和52年条例第3号）をいう。
- 5 「予防規則」とは、西入間広域消防組合火災予防規則（昭和52年規則第1号）をいう。
- 6 「予防規程」とは、西入間広域消防組合火災予防施行規程（平成4年消防本部告示第1号）をいう。
- 7 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 8 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 9 「JIS」とは、日本産業規格をいう。
- 10 「耐火構造」とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 11 「準耐火構造」とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 12 「防火構造」とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 13 「不燃材料」とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 14 「準不燃材料」とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 15 「難燃材料」とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 16 「防火設備」とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第64条に規定するものをいう。
- 17 「特定防火設備」とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 18 「防火戸」とは、建基令第109条第1項に規定するものをいう。
- 19 「特定防火戸」とは、特定防火設備のうちの防火戸をいう。
- 20 「防火ダンパー」とは、建基令第112条第16項に規定する構造の特定防火設備をいう。
- 21 「認定品」とは、省令第31条の4に定める登録認定機関により認定を受けた消防用機械器具等をいう。
なお、登録認定機関により認定を受けた消防用機械器具等は、第1-1表に示すものであること。
- 22 「告示適合品」とは、消防用機械器具等のうち、消防庁長官が定める技術上の基準に適合するものをいう。
- 23 「受託評価品」とは、検定対象機械器具及び認定品以外の消防用機械器具等のうち、日本消防検定協会が定める技術基準に適合しているものをいう。

第3 運用上の留意事項

この基準は、消防用設備等の技術上の基準のうち、政令又は省令に定める以外の、消防機関として有する火災等の災害に係る知見及び消防用設備等に係る技術背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために、当消防組合が附加した行政指導事項である。

これらの行政指導事項は、防火対象物の安全性の向上に相応の効果があるものとして定めたものであるが、防火対象物の関係者等に義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力により実

現されるものであることを前提としなければならない。

つまり、職員が当該関係者等に対して、火災に対する安全性の向上、必要性や具体策について、火災事例や技術的背景等を踏まえた説明を行い、関係者等に判断を委ね、その理解を得て初めて具体化するものであることに留意する必要がある。

また、当該事項については、指導経過等を明確に記録する等、事務処理上の不均衡を生じないよう配慮が必要である。

第4 基準の適用範囲

- 1 この基準は、令和3年4月1日から適用するものとする。
- 2 この基準適用の際、新築、増築、改築、移転若しくは模様替えの工事中又は消防用設備等の改修中以外の防火対象物のうち、適用後の規定に適合しないものに係る消防用設備等の技術基準については、この基準にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

第 1 - 1 表

○消火設備

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告 示	登録認定機関
○第 11 条の 2 第 2 号 ○第 12 条第 1 項第 1 号の 2 ○第 13 条の 6 第 4 項第 7 号 ○第 18 条第 4 項第 3 号の 2 ○第 22 条第 1 号の 2	屋内消火栓設備の屋内消火栓及び放水に必要な器具、スプリンクラー設備の補助散水栓及び放水に必要な器具、泡消火設備の消防用ホース並びに屋外消火栓設備の放水用器具	平成 25 年 3 月 消防庁告示第 2 号	○日本消防検定協会 ○(一財)日本消防設備安全センター(放水口)
○第 12 条第 1 項第 6 号ニ(㍑)及びホ(㍑) ○第 14 条第 1 項第 10 号 ○第 16 条第 3 項第 2 号の 2 ○第 18 条第 5 項第 8 号 ○第 22 条第 8 号	合成樹脂製の管及び管継手	平成 13 年 3 月 消防庁告示第 19 号	(一財)日本消防設備安全センター
○第 12 条第 1 項第 6 号ホ(イ)並びにト(イ)及び(㍑)	金属製管継手及びバルブ類	平成 20 年 12 月 消防庁告示第 31 号	(一財)日本消防設備安全センター
○第 12 条第 1 項第 7 号ニ	ポンプを用いる加圧送水装置	平成 9 年 6 月 消防庁告示第 8 号	(一財)日本消防設備安全センター
	圧力水槽を用いる加圧送水装置		
	加圧送水装置の制御盤		
○第 14 条第 1 項第 6 号へ	スプリンクラー設備の送水口	平成 13 年 6 月 消防庁告示第 37 号	(一社)日本消防放水器具工業会
○第 13 条の 4 第 2 項、同条第 3 項第 1 号 ○第 13 条の 6 第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 5 号 ○第 14 条第 2 項第 3 号	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備	平成 8 年 8 月 消防庁告示第 6 号	日本消防検定協会
○第 19 条第 2 項第 4 号、同条第 3 項第 4 号 ○第 20 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 2 号 ○第 21 条第 1 項第 3 号及び同条第 2 項第 2 号	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の噴射ヘッド	平成 7 年 6 月 消防庁告示第 7 号	(一財)日本消防設備安全センター
○第 19 条第 5 項第 6 号の 2、第 8 号、第 9 号ニ、第 12 号及び第 13 号ハ ○第 20 条第 4 項第 4 号イ、第 6 号の 2、第 8 号及び第 11 号 ○第 21 条第 4 項第 3 号ロ及びハ、第 5 号の 2 並びに第 12 号	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の容器弁、安全装置及び破壊板	昭和 51 年 8 月 消防庁告示第 9 号	(一財)日本消防設備安全センター
○第 19 条第 5 項第 10 号 ○第 20 条第 4 項第 4 号ロ、同条第 5 項 ○第 21 条第 4 項第 3 号ニ、同項第 7 号ホ(ハ)及び同条第 5 項	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の放出弁	平成 7 年 1 月 消防庁告示第 1 号	(一財)日本消防設備安全センター
○第 19 条第 5 項第 11 号ニ ○第 20 条第 4 項第 10 号 ○第 21 条第 4 項第 11 号	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の選択弁	平成 7 年 1 月 消防庁告示第 2 号	(一財)日本消防設備安全センター

西入間広域消防組合消防用設備等に関する審査基準

○第19条第5項第17号ニ ○第20条第4項第13号 ○第21条第4項第15号	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の音響警報装置	平成7年1月 消防庁告示第3号	(一財)日本消防設備安全センター
○第19条第5項第19号の3 ○第20条第4項第14号の2	不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤	平成13年6月 消防庁告示第38号	(一財)日本消防設備安全センター
○第19条第6項第6号 ○第20条第5項第3号 ○第21条第5項第3号	移動式の二酸化炭素消火設備、移動式のハロゲン化物消火設備及び移動式の粉末消火設備のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール	昭和51年2月 消防庁告示第2号	(一財)日本消防設備安全センター
○第21条第4項第9号ハ	粉末消火設備の定圧作動装置	平成7年1月 消防庁告示第4号	(一財)日本消防設備安全センター

○警報設備

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告 示	登録認定機関
○第24条第5号ト及び第5号の2ニ	地区音響装置	平成9年6月 消防庁告示第9号	日本消防検定協会
○第24条の2の3第2項	ガス漏れ検知器	昭和56年6月 消防庁告示第2号	
○第25条第3項第1号	火災通報装置	平成8年2月 消防庁告示第1号	(一財)日本消防設備安全センター
○第25条の2第3項	非常警報設備の非常ベル、自動式サイレン及び放送設備	昭和48年2月 消防庁告示第6号	日本消防検定協会

○避難設備

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告 示	登録認定機関
○第27条第11号	避難はしご	昭和53年3月 消防庁告示第1号	(一財)日本消防設備安全センター
	すべり台		
	避難ロープ		
	救助袋		
	すべり棒		
	避難用タラップ		
	避難橋		
	避難器具用ハッチ	平成8年4月 消防庁告示第2号	(一社)全国避難設備工業会
○第28条の3第6項	誘導灯	平成11年3月 消防庁告示第2号	(一社)日本電気協会
	蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識		(一財)日本消防設備安全センター
	電気エネルギーにより光を発する誘導標識		(一社)日本消防防災電気エネルギー標識協会

○消火活動上必要な施設

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告 示	登録認定機関
○第30条の3第3号イ ○第31条第5号ハ並びにニ (イ)及び(ロ)	金属製管継手及びバルブ類	平成20年12月 消防庁告示第31号	(一財)日本消防設備安全センター
○第30条の3第4号ホ ○第31条第4号の2	連結散水設備及び連結送水管の放水口	平成13年6月 消防庁告示第37号	(一社)日本消防放水器具工業会
○第30条の3第1号へ	開放型散水ヘッド(開放型のもの)	昭和48年2月 消防庁告示第7号	(一財)日本消防設備安全センター
○第31条第4号の2及び第6号ロ	連結送水管の放水口及び放水用器具	平成25年3月 消防庁告示第2号	○(一財)日本消防設備安全センター ○日本消防検定協会

○電気設備

省 令	消防用設備等又はこれらの部分である機械器具	告 示	登録認定機関
○第12条第1項第4号イ (ニ)(1)	キュービクル式非常電源専用受電設備	昭和50年5月 消防庁告示第7号	(一社)日本電気協会
○第12条第1号第4号イ (ホ)	配電盤及び分電盤	昭和56年12月 消防庁告示第10号	(一社)日本電気協会
○第12条第1項第4号ロ (ニ)	自家発電設備	昭和48年2月 消防庁告示第1号	(一社)日本内燃力発電設備協会
○第12条第1項第4号ハ (ニ)	蓄電池設備	昭和48年2月 消防庁告示第2号	(一社)日本電気協会
○第12条第1項第4号ニ (ロ)	燃料電池設備	平成18年3月 消防庁告示第8号	(一社)日本電気協会
○第12条第1項第4号ホ (ロ)ただし書	耐火電線	平成9年12月 消防庁告示第10号	(一社)電線総合技術センター
○第12条第1項第5号ロ ただし書	耐熱電線	平成9年12月 消防庁告示第11号	(一社)電線総合技術センター

○総合操作盤

省 令	消防用設備等又はこれらの部分 である機械器具	告 示	登録認定機関
<ul style="list-style-type: none"> ○第12条第1項第8号 ○第14条第1項第12号 ○第16条第3項第6号 ○第18条第4項第15号 ○第19条第5項第23号 ○第20条第4項第17号 ○第21条第4項第19号 ○第22条第11号 ○第24条第9号 ○第24条の2の3第1項第10号 ○第25条の2第2項第6号 ○第28条の3第4項第12号 ○第30条第10号 ○第30条の3第5号 ○第31条第9号 ○第31条の2第10号 ○第31条の2の2第9号 	<p>総合操作盤</p>	<p>平成16年5月 消防庁告示第7号</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日本消防検定協会 ○(一財)日本消防設備安全センター